平成９年８月１日から平成10年７月31日まで	98.5
平成10年８月１日から平成11年７月31日まで	97.6
平成11年８月１日から平成12年７月31日まで	98.0
平成12年８月１日から平成13年７月31日まで	97.6
平成13年８月１日から平成14年７月31日まで	97.1
平成14年８月１日から平成15年７月31日まで	97.9
平成15年８月１日から平成16年７月31日まで	98.8
平成16年８月１日から平成17年７月31日まで	98.8
平成17年８月１日から平成18年７月31日まで	99.1
平成18年８月１日から平成19年７月31日まで	98.7
平成19年８月１日から平成20年７月31日まで	98.9
平成20年８月１日から平成21年７月31日まで	98.8
平成21年８月１日から平成22年７月31日まで	99.1
平成22年８月１日から平成23年７月31日まで	100.5
平成23年８月１日から平成24年７月31日まで	100.2
平成24年８月１日から平成25年７月31日まで	100.3
平成25年８月１日から平成26年７月31日まで	100.6
平成26年８月１日から平成27年７月31日まで	100.9
平成27年８月１日から平成28年７月31日まで	100.5
平成28年８月１日から平成29年７月31日まで	100.1

備考

１　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

２　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

３　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成28年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

４　算定事由発生日が平成28年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

○農林水産省告示第千二百六十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年十二月一日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年七月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

１　登録番号　第7642号
２　登録年月日　平成11年11月30日
３　農林水産植物の種類
Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai
４　登録品種の名称　長林総２号
５　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692の２

１　登録番号　第7643号
２　登録年月日　平成11年11月30日
３　農林水産植物の種類
Pholiota nameko (T. Ito) S. Ito et Imai
４　登録品種の名称　長林総３号
５　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692の２

○農林水産省告示第千二百六十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年十二月六日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年七月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

１　登録番号　第22825号
２　登録年月日　平成25年12月５日
３　農林水産植物の種類
Guzmania Ruiz et Pav.
４　登録品種の名称　Remix
５　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Corn. Bak B.V.
Dorpsstraat 11B, 1566AA Assendelft, The Netherlands

１　登録番号　第22833号
２　登録年月日　平成25年12月５日
３　農林水産植物の種類
Porphyra yezoensis Ueda
４　登録品種の名称　TK-2P
５　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
香川県漁業協同組合連合会
香川県高松市北浜町８番25号
香川県
香川県高松市番町４丁目１番10号